

特定除外に該当する入院患者実態調査結果を受けて

平成24年度診療報酬改定における中医協「答申書」附帯意見に基づき、入院医療等の調査・評価分科会が立ち上げられ、入院医療等における高度急性期・一般急性期、亜急性期、慢性期に関する長期入院等における患者の実態調査等が実施された。

この調査結果に基づき、分科会において「中間とりまとめ」がとりまとめられ、8月21日に開催された中医協総会に報告された。

「中間とりまとめ」では、特に、7対1、10対1入院基本料を算定する病棟において、特定除外項目に該当する長期入院患者については、前回改定で実施した13対1、15対1入院基本料と同様の取扱いとすることが提案されている。

分科会が実施した調査は複雑で、回収率が非常に低いため、分科会の議論の中で、診療側委員から偏ったデータである可能性や再調査について指摘したところ、厚生労働省事務局からは、「病床規模でほぼ代表性があり、病院分布からも大きく偏ってはいない」との答弁があった。

しかし、日本医師会と四病院団体協議会が共同実施した「特定除外に該当する入院患者実態調査」では、回収率や特定除外患者数が分科会調査を大きく上回り、より詳しく医療現場の実態を把握することができた。

厚生労働省事務局は「7対1入院基本料を算定する病院数の削減ありき」で、性急に進めているが、本調査結果や、8月9日に日本医師会と四病院団体協議会が合同提言した「医療提供体制のあり方」に基づき、現場の実態を踏まえた改革に方向転換するべきである。